

山形県電子納品取扱要領

1 趣旨

CALS/ECの一環として取り組まれる建設工事及び建設工事に係る測量・設計・コンサルタント業務の完成図書類（以下「建設工事等完成図書類」という。）の電子納品について、本県における取り扱いを定めることを目的とする。

2 通則

本県における電子納品は、次項以降に定めるものを除き、原則として国が定めた電子納品に係る要領、基準及びガイドラインに準拠して実施する。

なお、運用にあたっては別に定める「山形県電子納品運用マニュアル」（以下「運用マニュアル」という。）による。

3 対象範囲

原則として、建設工事及び建設工事に係る測量・設計・コンサルタント業務を対象とし、選定については運用マニュアルを参考とする。

4 提出形態

建設工事等完成図書類のうち、電子化の対象とする情報は、予め受発注者間の協議により決定するものとする。

なお、発注機関は協議の中で電子納品対象とした成果品の提出を紙で求める場合は、必要な範囲又は対象に限ることとする。

5 特記仕様書への記載

対象案件については、特記仕様書に別添の「電子納品に係る特記仕様書作成例（参考）」を参考に電子納品の条件を記載するものとする。

附 則

この要領は、平成16年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月10日から施行する。